

令和4年度 個人情報保護委員会 重点施策のポイント

個人情報の適正な取扱いと国民の安心安全の確保に向け、個人情報の保護、マイナンバーの監視監督、国際連携の強力な推進を柱として、広報・相談等の充実にも積極的に取り組み、併せて、それらを実行する組織体制の強化を図ることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 改正個人情報保護法の円滑な施行

◇ 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護に係る全国共通ルールを規定。

個人情報保護政策の企画立案と、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体に対する監視監督とを一元的に担うこととなる、令和3年改正法の円滑な施行に向け、各種施策に取り組む。

◇ 令和2年6月に成立した個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（※）（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）が令和4年4月1日に全面施行されることから、その円滑な施行に取り組む。

※一定の漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の創設、越境移転に係る情報提供の充実等を措置

【主な施策等】

- 令和3年改正法の適切な施行の確保や地方公共団体の施行準備支援
- 令和2年改正法の適切な施行の確保や次期見直しに向けた国内外の動向調査
- PPCビジネスサポートデスクによる相談支援等、適正な利活用の推進

2 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化

令和2年改正法及び令和3年改正法により拡大する事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

【主な施策等】

- 個人情報の取扱いに関する一元的な監視監督の体制整備
- 個人情報に関する問合せに一元的に相談に対応する総合案内所の整備
- グローバル人材やIT人材を始めとする専門人材の育成強化

3 国際連携の強力な推進

これまで委員会が構築してきた海外の関係機関との連携関係を基礎に、各国当局との戦略的な対話を行う。また、国際機関における議論をリードすることなどを通じて、個人データに関して信頼性が確保された国際的なデータ流通の実現に向けた取組を強力に推進する。

【主な施策等】

- 米国・欧州等の各国機関等との戦略的な対話や国際的な議論への参画
- 事業者の外国における円滑な事業活動のための外国制度の調査・発信

4 マイナンバー制度における安心・安全の確保

特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関や地方公共団体の検査を始め、効率的かつ効果的な監視監督に向けた取組の強化を図るなど、国民から信頼されるマイナンバー制度の確立に向けた取組を拡充する。

【主な施策等】

- マイナンバーの漏えい等を想定した各機関の「インシデント訓練」の実施
- 監視監督システムにおける分析精度の向上

5 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

デジタル社会において個人情報が適切に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について注意喚起や情報発信を行う。また、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

【主な施策等】

- 令和2年改正法及び令和3年改正法の内容の周知広報
- 国民の個人情報リテラシーを高める広報・啓発活動の展開